特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第19条第6項の規定に基づき、一関市特定事業主行動計画の取組の実施状況について、次のとおり公表します。

令和5年7月27日 一関市

【数値目標】配偶者が出産した男性職員が育児休業を取得する割合を、令和7年度までに5%となるよう取り組みます。

| 目標 | | 最新値 | | 目標設定時 | |
|----|-------|------|-------|-------|-------|
| 数値 | 時期 | 数值 | 時期 | 数值 | 時期 |
| 5% | 令和7年度 | 7.4% | 令和4年度 | 0% | 令和元年度 |

【数値目標】計画期間中の毎年度における年次有給休暇の平均取得日数が、11日以上となるよう取り組みます。

| 目標 | | 最新値 | | 目標設定時 | |
|-------|----------|-------|-------|-------|-------|
| 数値 | 時期 | 数値 | 時期 | 数値 | 時期 |
| 11日以上 | 計画期間中各年度 | 10.8日 | 令和4年度 | 10.5日 | 令和元年度 |

【数値目標】管理職総数に対する女性管理職の割合を、令和7年度までに26%となるよう取り組みます。

| 目標 | | 最新値 | | 目標設定時 | |
|-------|-------|-------|----------|-------|----------|
| 数値 | 時期 | 数値 | 時期 | 数値 | 時期 |
| 26.0% | 令和7年度 | 26.4% | 令和5年4月1日 | 23.1% | 令和2年4月1日 |